

地球温暖化対策計画書制度に関するQ&A

【用語】

計画書＝地球温暖化対策計画書、実施状況書＝地球温暖化対策実施状況書

1.計画書制度について		
	Q	A
①	省エネ法などの法律に基づき、国へ計画書等を提出しているが、名古屋市にも計画書を作成・提出しなければならないか。	名古屋市の計画書制度は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(名古屋市環境保全条例)による制度であり、国の制度とは別になるため、それぞれ作成・提出する必要があります。
②	名古屋市の制度と愛知県の制度の関係はどうなっているのか。	名古屋市の計画書制度と愛知県の計画書制度は、別の制度になります。ただし、愛知県の計画書制度では、名古屋市内の事業所については対象外と規定されていますので、名古屋市内の事業所は、名古屋市に計画書を提出してください。愛知県の計画書制度の詳細は愛知県地球温暖化対策課(TEL:052-954-6242)までお問い合わせください。
③	省エネ法・温対法や愛知県の計画書制度など同様の制度がいくつもあり負担が大きい。国や愛知県の様式をそのまま使用できないのか。	名古屋市の計画書制度は、各事業所の事業活動における自主的な温暖化対策を促進することを目的とした制度です。国や愛知県の制度では毎年度、排出係数の見直しがあるのに対し、本市は、計画期間は同一の係数を用いるなど、異なる様式になっていますので、国や愛知県の様式の使用することはできません。
④	この制度により、温室効果ガスの排出量の削減義務が課されるのか。	名古屋市の計画書制度は、事業所の事業活動における自主的な温暖化対策を促進することを目的とした制度であり、温室効果ガス排出量の削減義務を課するものではありません。
2.対象事業所について		
	Q	A
①	計画書は、同一事業者であればまとめた作成・提出してもよいのか。	名古屋市の計画書制度における作成の単位は、事業所単位です。したがって、同一の事業者が市内に複数の事業所を有する場合でも、それぞれの事業所毎に電気や燃料の使用量を算定し、対象に当てはまるかどうか判定する必要があり、対象となる事業所は、計画書を作成・提出してください。
②	計画期間中に対象基準(エネルギー使用量800kl)未満になった場合、制度の対象から外れるのか。	計画期間中にエネルギー使用量800kl未満となった場合でも、計画期間終了年度の分までは実施状況書を提出してください。
③	事業の廃止が決定している場合でも計画書を提出しなければならないのか。	事業の廃止の日程まで決定している場合は、計画書の提出は必要ありません。ただし、廃止の日程等の詳細が決定していない場合は、計画書を提出し、廃止の詳細が決定次第、廃止報告書を提出してください。
④	同じ敷地内に同一事業者が所有する建物が複数ある場合、建物単位で計画書を作成しなければならないか。	同一の敷地または建物内において事業活動を行う工場や事務所等を一つの事業所としてとらえるため、まとめて計画書を作成してもらっても構いません。また、道路を挟んだ二つの敷地で、同一事業者が所有する建物があり、2つの建物を一体として使用している場合にも、一つの事業所としてとらえます。

	Q	A
⑤	複数の賃借事業者が入居するビル(いわゆるテナントビル)は、ビル全体で一つの事業所となるのか。	ビル全体で、一つの事業所としてとらえます。ただし、テナント単独で対象規模(エネルギー使用量800kl)を超える場合、当該テナントが単独で計画書を作成・提出し、ビル所有者は当該テナントを除いた部分について計画書を作成・提出してください。
⑥	鉄道の場合、どこまでが一つの事業所となるのか。	鉄道事業の運行の部分(鉄道の運行に直接使っている電気使用量)、駅部分は、それぞれ一つの事業所としてみなします。その他の施設に関しては、同一の敷地又は建物で事業活動を行う工場・事業場を一つの事業所としてとらえます。
⑦	運輸事業者で、市内の事業所で管理はしているが、ほとんど名古屋市外での運行の場合でも対象となるのか。	運輸事業者の場合は、その事業所で管理している運送事業の全量(旅客輸送事業は乗降客数、貨物輸送事業は取扱い貨物量)のうち、市内における事業量が2分の1以上の場合、その事業所を対象とします。把握できない場合は、その事業の量にかかわらず対象とします。 また、鉄道の場合は、運行部分を一つの事業所としてみなしますが、原則、一つの路線で一つの事業所とします。ただし、路線ごとの把握が困難な場合は、市内の事業所で管理している路線全てで一つの事業所とします。
3.届出者・代表者について		
	Q	A
①	本社が市外にある場合でも、本社の代表者名が届出者となるのか。	本社が市外にある場合であっても、原則、本社の代表者名での届出をしてください。 ただし、対象となる事業所の長(支店長、営業所長等)が温暖化対策について責任と権限があり、代表者から委任を受けている場合は、本社の代表者と受任者の氏名を併記し、届出を行うことができます。 なお、委任状等の添付は必要ありません。
②	区分所有建物の場合は誰が届出者になるのか。	連名または管理組合の長などが届出者になります。 ただし、所有者間の話し合いができていない場合、どなたかを代表として届出者とすることができます。
③	共同所有建物の場合は誰が届出者になるのか。	原則、全ての所有者名を連名で記入してください。 ただし、所有者間の話し合いができていない場合、どなたかを代表として届出者とすることができます。
④	証券化物件の場合、誰が届出者となるのか。	信託会社もしくは信託受益者が届出者となります。
⑤	ビルを一棟貸ししている場合、ビルの所有者が届出者となるのか、借りている側の事業者が届出者となるのか。	原則、所有者が届出者となります。 ただし、所有者と賃借事業者で合意をしている場合は、賃借事業者を届出者とすることができます。
⑥	代表者が変更した場合、手続きは必要か。	代表者変更の場合の手続きはありません。 届出者の会社名や対象事業所の名称を変更した場合は、変更報告書を提出してください。 また、吸収や合併等により届出会社が変わった場合は、承継報告書を提出してください。

	Q	A
⑦	前計画期間が終了し、次の計画期間に入る際に、届出事業者が交代する場合、計画書・実施状況書の作成・提出及び公表はそれぞれ誰が行うことになるのか。	交代前の事業者(被承継者)、交代後の事業者(承継者)の両者の話し合いにより、以下のいずれかを選択してください。なお、いずれの場合も承継者は承継報告書を併せて提出してください。 ① 前計画書の実施状況書は被承継者、新しい計画書は承継者がそれぞれ作成・提出し、公表もそれぞれの作成事業者にて行う。 ② 前計画書の実施状況書は被承継者、新しい計画書は承継者がそれぞれ作成・提出し、公表はいずれも承継者が行う。 ③ 前計画書の実施状況書、新しい計画書ともに承継者が作成・提出し、公表する。

4.実績の記載について

	Q	A
①	LPガスの使用量の報告にあたってt(トン)の単位を用いることになっているが、m ³ (立方メートル)の単位でしか把握していない場合、どのように換算すればよいのか。	LPガスをm ³ (立方メートル)からt(トン)に換算する際の係数は、供給事業者に確認した係数を用いてください。 なお、係数の確認が困難な場合は、以下の数値を用いて換算してください。 プロパン:1/502 t/m ³ ブタン:1/355 t/m ³ プロパン・ブタンの混合:1/458 t/m ³
②	同じ年度の実績を使用しているのに、報告書と新しい計画書で温室効果ガス排出量が異なる数値となるのは問題ないのか。	名古屋市の計画書制度では、使用する係数を3年毎に変更しています。そのため、実施状況書と新しい計画書で同じ実績を入力しても、算定の結果温室効果ガス排出量が同じ数値にならない場合があります。
③	敷地内に別会社が運営している福利厚生施設(食堂や売店など)がある場合、エネルギー使用量等の実績は算定に含めるのか。	同一の敷地内にある場合は、その施設も含めて一つの事業所としてとらえるため、その施設の実績も算定にも含めてください。ただし、住居の用に供する施設(社員寮など)は算定に含まれません。
④	テナントが管理権限を持っているエネルギー使用量等の実績も算定に含めるのか。	名古屋市の計画書制度では、原則、そのビルで使用了エネルギー使用量は全て算定に含めます。ただし、テナントが単独で契約しているエネルギー使用量(例:飲食店のガス使用量)については、算定に含まれません。
⑤	一般電気事業者から購入した電気の排出係数は、環境省から毎年度公表されているが、毎年度違う排出係数を用いるのか。	名古屋市の計画書制度は、事業所の温室効果ガス排出量削減の取組みを促進することを目的とした制度であるため、計画期間の途中で排出係数を変更すると、その取組効果が判別しづらくなってしまいます。そのため、排出係数は、基準年度に使用した排出係数を、原則、最終年度(最終年度の実施状況書の提出)まで使用してください。 ただし、温室効果ガス排出量が実質0となるプランにした場合など、排出量削減を目的としたプラン変更等を行った場合は、該当の排出係数に変更してください。
⑥	電気のプランを温室効果ガス排出量が実質0となるプランにした場合、どのように記載すればよいのか。	算定表の排出係数を0にして、実績を記載してください。中部電力ミライズの場合は、その他の電気事業者の欄に数値と排出係数を別途記載してください。

	Q	A
⑦	同一敷地内にESCO事業者の発電設備があり、そこから受電している場合、発電設備の燃料を温室効果ガスの算定に含めるのか。 また、受電している電力を算定に含めるのか。	ESCO事業者が専らその工場等で使用するために発電している場合、燃料を算定に含め、受電した電力は、算定に含めないでください。 ESCO事業者がその他工場等分も発電している場合は、燃料は含めず、受電した電力を算定に含めてください。
⑧	工事用仮設電源の電気使用量は算定に含めるのか。	算定に含める必要はありません。
⑨	運行を委託している自動車の燃料の使用量は算定に含めるのか。	運航を委託している場合は、受託業者が運行を管理する自動車になりますので、算定に含まれません。
⑩	テナントで管理している自動車の所有数や使用した燃料の使用量は算定に含めるのか。	個々のテナントが運行の管理を行っている自動車の所有数や燃料の使用量は、算定に含まれません。
⑪	船舶の場合、外国航路で使用した燃料等の使用量は算定に含めるのか。	船舶の場合、国内航路で使用した燃料等の使用量が報告対象となるため、外国航路での使用量は算定に含まれません。
⑫	エネルギー起源以外のCO2排出量は、計画時に記載がない(3,000t以下)場合でも、計画期間内に3,000tを超えたら実績を記載しなくてはならないか。	記載の必要はありません。
⑬	みかけの削減量として認められるのはどのようなものか。	J-クレジット、その他クレジット、再生可能エネルギーの利用による発電・発熱の他社への供給です。
⑭	再生可能エネルギーの全量買い取りの場合はみかけの削減量に含めることはできるのか。	全量・余剰に関わらず、買い取り分を含めることができます。
5.目標の設定、達成・非達成について		
	Q	A
①	削減する目標を設定しなければならないか。 また、目標削減率に下限はあるか。	名古屋市の計画書制度は、事業活動における自主的な温暖化対策を促進することを目的としています。そのため、排出抑制の目標は、自己の事業活動の状況等を踏まえ、実現可能な目標を設定していただければ結構です。
②	設備更新やリニューアル等のため、目標設定が困難である。	設備更新等を予定している場合は、見込みを基に実現可能な目標を設定してください。
③	同一の敷地内に事業形態が異なる建物があり、目標を立てることが困難である。建物ごとに別々の目標を設定してもよいのか。	脱炭素社会推進課までご相談ください。内容を検討して認める場合もあります。
④	原単位あたりの目標を設定する場合は、どのようなものを指標とすれば良いか。	原単位については、事業活動の特性を的確に示すものであれば、事業者自らが選択していただいて構いません。したがって、生産量や営業時間等があげられます。店舗の場合は売上高、テナントビルの場合は年間の平均使用床面積(実際に賃借事業者が入居している床面積)等も原単位として考えられます。
⑤	目標が達成できなかった場合、なにかペナルティが科せられるのか。	名古屋市の計画書制度は、事業活動における自主的な温暖化対策を促進することを目的としていますので、目標が非達成となった場合でも、罰則等はありません。必要に応じて、脱炭素社会推進課から指導・助言をさせていただく場合があります。
⑥	基準年度のエネルギー使用量が他の年度に比べて少ないため、基準年度を他の年度や数カ年の平均に変更しても良いか。	基準年度の変更はできません。基準年度のエネルギー使用量が少ない原因を考慮して、現状維持や増加の目標を立てていただいても結構です。

	Q	A
⑦	基準年度に数か月間しか事業活動をしていない場合はどのように目標を設定すれば良いか。	算定表には基準年度の実績をそのまま記載してください。 目標排出量は、目標年度に達成可能な目標排出量を算出し、その目標排出量となるように目標削減率を入力していただくか、もしくは原単位目標(指標:稼働日数等)を立てるようにしてください。そうする場合は「目標設定の考え方の欄」に算出方法を記載してください。
6.公表について		
	Q	A
①	公表すると、経営に重大な影響を与える事項がある。公表を控えることはできないか。 また、名古屋市の公表も控えてもらえないか。	公表することで経営に重大な影響を与える等、非公開とすることに正当な理由があると本市が認めたときは、当該事項について非公表とすることができますので、非公開を求める事項とその理由を記載した申出書(様式自由)を提出してください。